

平成 27 年度

携帯電話フィルタリングサービス利用率調査結果報告書

この度、三重県では、携帯電話のフィルタリングサービスの利用率に関する調査を行い、調査結果を取りまとめました。本調査は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように改正した三重県青少年健全育成条例の更なる周知、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリング利用率向上に資するために実施したものです。

調査結果のポイントは以下のとおりです。

●青少年が利用する携帯電話について、契約時のフィルタリングサービス利用率は 59.1%

調査に協力いただいた携帯電話販売店での携帯電話の契約件数（青少年が利用するためのものに限る）は 423 件あり、そのうち 250 件（59.1%）がフィルタリングサービスを利用していました。

●契約時に利用していたフィルタリングサービスの調査期間中の解除申出件数は 37 件

調査期間中に、携帯電話販売店を訪れ、契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除を申し出た件数は 37 件でした。

●フィルタリングサービスを解除した理由として回答があったものは LINE に関するものが最多 ～フィルタリングサービスに対する誤解があります～

フィルタリングサービスの解除理由として回答があったものでは、「LINE の機能の一部が使えない」「LINE が使えない」といった LINE に関連する理由が最多でした。

しかしながら、フィルタリングサービスの利用の有無に関わらず、LINE はアプリケーションとしてダウンロードして使用できるため、フィルタリングサービスについての誤解があるようです。

※ 「LINE」とは、スマートフォンなどの携帯電話、パソコンなどの端末で利用できるアプリケーションで、利用者が相互に本アプリケーションをインストールしておけば、通信キャリアや端末を問わずに複数人のグループ通話を含む音声通話やチャットが可能なものです。

●フィルタリングサービスの普及は、保護者への周知が重要

携帯電話販売店からは、フィルタリングサービスの普及のための課題として保護者のインターネット被害に関する当事者意識が低いことやフィルタリングサービスの周知が必要といった意見が多く寄せられました。

今後も引き続き、ネット被害の現状やフィルタリングサービスに関する正しい理解に向けて、保護者や青少年に対して、広く周知を行います。

【調査概要】

- (1) 調査対象：三重県内携帯電話販売店 314 店舗
- (2) 調査期間：平成 27 年 10 月 16 日（金）から 10 月 31 日（土）まで（16 日間）
- (3) 回答数：168 店舗（回答率 53.5%）
うち有効回答数 165 店舗

【調査結果】

1 青少年が使用する携帯電話契約数

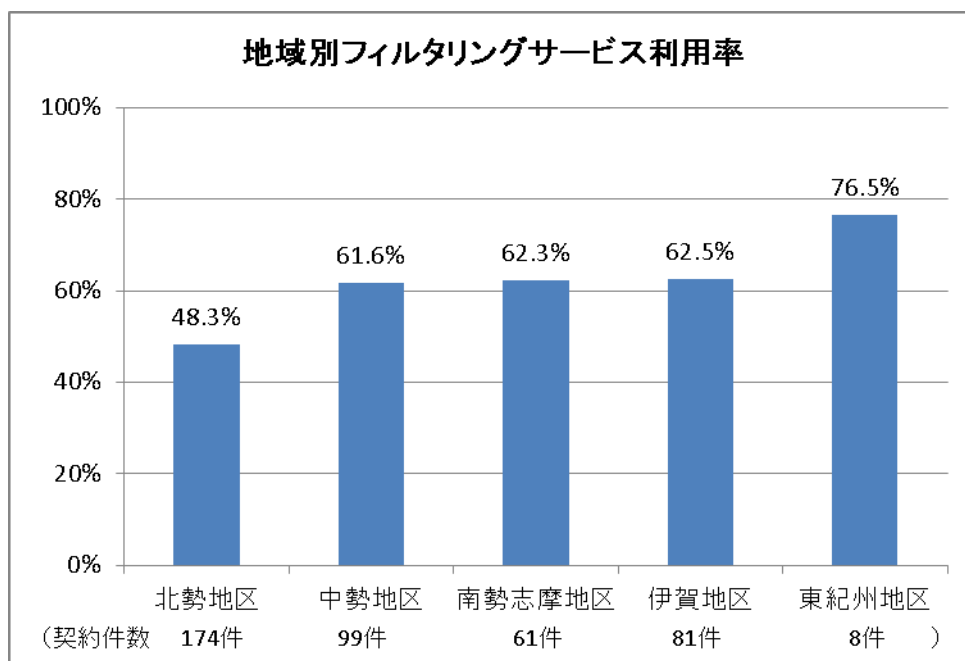
有効な回答のあった 165 店舗において、調査期間中に青少年が使用する携帯電話として契約された件数は 423 件でした。

これは 1 日あたりにすると、約 26 件となります。

2 フィルタリングサービス利用率

調査期間中に契約された青少年が使用者となる携帯電話について、フィルタリングサービスを利用した件数は 250 件であり、フィルタリングサービス利用率は 59.1%でした。

なお、地域別の利用率は次のとおりでした。



※北勢地区：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、

中勢地区：津市、松阪市、多気町、明和町、大台町

南勢志摩地区：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

伊賀地区：名張市、伊賀市

東紀州地区：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

3 フィルタリングサービス不要申出の理由

青少年が使用者となる携帯電話の契約のうち、フィルタリングサービス不要の申し出があった件数は173件でした。

【不要申出の理由】

- ・保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に管理するため 154件
 - ・青少年が就労しており業務に支障が生じるため 19件
 - ・青少年に疾病や障がいがあり日常生活に著しい支障が生じるため 0件
- ※ 青少年健全育成条例で、保護者は、フィルタリングサービスを利用しない場合は上記3項目のいずれかの理由を付して、携帯電話事業者（販売店）に書面にて申し出ることが義務付けられています。

4 フィルタリングサービス解除の理由

調査期間中に携帯電話販売店を訪れ、フィルタリングサービスの解除の手続きを行った件数は37件でした。

なお、その理由について回答のあった主なものは次のとおりでした。

- ・LINEの機能（スタンプ、ID検索）が使えない。
- ・LINEが利用できない。
- ・使いたいサイトが使えない。
- ・アプリの制限がある。
- ・利用したいゲームのサービスが使えない。
- ・Facebookが利用できない。

5 フィルタリングサービスの普及方法や課題

携帯電話販売店からフィルタリングサービスを普及する方法や課題等についての主な意見は次のとおりでした。

- ・保護者は子どもの言うがままに、フィルタリングサービス不要を申し出たり、解除しない。
- ・インターネット等を通じて未成年者が巻き込まれた犯罪が増えていると説明しても、他人事と捕えられる。
- ・保護者向けに啓発が必要。
- ・フィルタリングサービスの設定・変更をもっと簡単に、分かりやすくすべきである。
- ・学校のみでなく広くフィルタリングサービスについて周知をする必要がある。

6 今後の取組

今後も引き続き、保護者に対して、ネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの正しい知識・必要性のほか、家庭における携帯電話利用のルール作りなどについて、出前講座等を通じて啓発します。また、青少年に対して、インターネットの安全な利用方法やネット犯罪から身を守る方法について、県内市町や教育委員会等と連携して啓発を続けていきます。

また、携帯電話販売店に対する立入調査を行い、引き続き青少年が使用者となる携帯電話の契約時において、販売店に対して保護者へのフィルタリングサービスの必要性や有効性についての説明など、更なる協力を求めています。

当調査は、次年度以降も継続して行い、今後のフィルタリング普及啓発手法の参考としていきます。

<参考>

スマートフォンなどの携帯電話は気軽にインターネットに接続できることから、有害サイトにアクセスしてしまい、青少年がトラブルや犯罪被害に巻き込まれる事件が多発しています。

警察庁の平成27年10月15日付広報資料及び三重県警察本部少年課発行の「少年健全育成資料」によると、出会い系サイトに起因する事犯の被害児童が減少する一方、非出会い系サイト（SNS、ゲームサイト、プロフ、ブログ等のコミュニティサイト）に起因する事犯の被害児童が大幅に増加しており、被害児童がコミュニティサイトへのアクセス手段としてスマートフォンを使って被害に遭った割合は全国で9割弱でした。

また、フィルタリングサービスの利用の有無が判明した被害児童のうち、96.3%（平成27年上半期全国数値）が、フィルタリングサービスを設定していなかったことが明らかになっています。

**携帯電話（PHS、スマートフォン含む）フィルタリングサービス利用状況調査
調 査 票**

- ① 下表について記入してください。
- ② 取り扱いキャリアが複数の場合は、取り扱いのある全てにチェックを入れてください。
- ③ 契約件数は、調査期間中の合計件数を記入してください。
- ④ 調査期間 平成 27 年 10 月 16 日（金）から 10 月 31 日（土）まで
- ⑤ 回答期限 平成 27 年 11 月 10 日（火）
- ⑥ 調査票送付先（FAX・メール・郵便）

FAX：059-224-2270 E-Mail：shoshika@pref.mie.jp

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課

店 舗 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
ご 担 当 者 名	
取 扱 い キ ャ リ ア	<input type="checkbox"/> a u <input type="checkbox"/> ソフトバンク（Yモバイル含む） <input type="checkbox"/> ドコモ

アンケート区分	件数
【問1】 インターネットが使える携帯電話を契約する際には、使用者が18歳未満の青少年であるかどうかを確認することが三重県青少年健全育成条例で義務付けられていますが、18歳未満が使用者となる契約（新規・契約変更）は何件ありましたか。	
【問2】 問1のうち、フィルタリングサービスを付けなかった契約は何件ありましたか。	
【問3】 問2の場合保護者はフィルタリングサービスを利用しない旨の申出書を提出することが上記条例で義務付けられていますが、申出書に記載された理由別の件数は何件ありましたか。 (①+②+③は、問2と同数になります。)	① 就労
	② 障がい、疾病
	③ 保護者監督
【問4】 「LINEのスタンプが取得できない。」などの理由から、契約時に利用していたフィルタリングサービスを解除するよう子どもに説得された保護者が携帯電話販売店に来店し、せっかく利用していたフィルタリングサービスの解除を申し出るケースがあると聞きます。そこで、調査期間中にフィルタリングサービスを外した件数は何件ありましたか。(来店による手続きに限ります。)	
【問5】 問4のフィルタリングサービスの解除申出理由について、分かる範囲で記入してください。 例=L I N Eのスタンプが取得できないため。インターネットが使えないため。	
【問2】 18歳未満の青少年が使用者となる携帯電話のフィルタリングサービスを普及する方法や課題等について、ご意見がありましたら記載願います。	